○広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則 平成19年1月16日規則第1号

改正

平成28年1月4日規則第3号

広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広野町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例(平成18年広野町条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

- 第2条 条例第5条の規定により受給資格の登録の申請をしようとする対象者は、満6歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては、乳幼児医療費受給資格登録申請書(様式 第1号の1)を、7歳に達した日の翌日における最初の4月1日から18歳に達した日以後におけ る最初の3月31日までの間にある者にあっては、児童医療費受給資格登録申請書(様式第1号の 2)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の決定をするものとする。 (受給者証)
- 第3条 条例第6条の規定により登録された対象者に交付する受給者証は、乳幼児医療費受給者資格証(様式第2号)及び児童医療費受給者資格証(様式第3号)とする。

(助成の申請)

- 第4条 条例第8条の規定により乳幼児等医療費の申請をしようとする者は、その助成区分により乳幼児医療費助成申請書(様式第4号その1)又は児童医療費助成申請書(様式第4号その2)に次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 乳幼児等の医療に関し、医療保険各法(条例第2条第3項に規定する医療保険各法をいう。 以下同じ。)の規定による高額療養費が支給される場合 高額療養費支給決定通知書の写し又 は保険者が作成する高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
 - (2) 乳幼児等の医療に関し、医療保険各法の規定による高額療養費が支給されない場合で、乳 幼児等の医療に関する一部負担金(条例第2条第5項に規定する一部負担金をいう。)が21,000 円以上であるとき。 高額療養費に関する申立書

(通知)

- 第5条 町長は、条例第8条の規定による申請があった場合は、必要な審査を行い、助成の承認を したときは、乳幼児等医療費助成決定通知書(様式第5号)により申請人に通知するものとする。 (届出)
- 第6条 条例第10条の規定により受給資格の登録内容について変更の届出をしようとする対象者は、 乳幼児等医療費受給資格登録内容等変更届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。 (受給者証の返還)
- 第7条 条例第11条の規定により受給者証の返還をしようとする対象者は、乳幼児等医療費受給資格喪失届(様式第7号)に受給者証を添えて町長に提出しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第8条 乳幼児等医療費の助成の事由が、第三者の行為によって生じた場合において、乳幼児等医療費の助成を受けようとする者は、乳幼児等医療費の助成に関する第三者行為被害届(様式第8号)を、直ちに町長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - (広野町乳幼児医療費助成に関する規則の廃止)
- 2 広野町乳幼児医療費助成に関する規則(平成6年広野町規則第29号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この規則の施行日前に医療給付等を受けた乳幼児に係る医療費の助成については、なお従前の 例による。

附 則 (平成28年1月4日規則第3号)

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

様式第1号の1

様式第1号の2

様式第2号

様式第3号

様式第4号の1

様式第4号の2

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号